

概要版

# 第2期 阪南市

## 子ども・子育て支援事業計画

全ての子どもが  
健やかに成長することができる  
地域の実現をめざして

# 計画策定の概要

## 1 計画策定の趣旨

本計画は、近年の社会潮流や本市の子どもを取り巻く現状、「阪南市子ども・子育て支援事業計画（第1期計画）」を踏まえ、本市の子ども・子育て支援のさらなる充実を図るとともに、「子どもの貧困対策計画」及び「ひとり親家庭等自立促進計画」を包含するものとして策定しました。

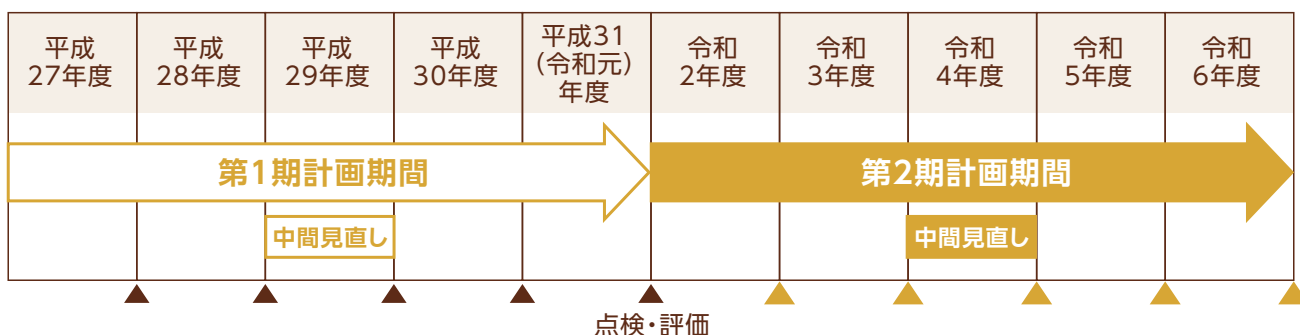
## 2 計画策定の法的根拠

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条、「次世代育成支援対策推進法」第8条、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第12条に基づき策定しました。

## 3 計画の位置づけ

本計画の推進にあたっては、「阪南市総合計画」を最上位計画として位置づけ、“地域”に着目した取組を総合し、市民の生活支援をめざす基本計画である「阪南市地域福祉推進計画」をはじめ、各関連計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に施策を展開します。

## 4 計画の期間



## 5 計画の対象

阪南市に在住する妊婦やその家庭、12歳未満の児童とその家庭の全てを対象とします。

ただし、施策の内容等により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応を行うこととします。

## 6 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとしていくため、施策の進捗状況について点検・評価することが重要です。子ども・子育て支援の推進については、柔軟で総合的な取組が必要であることから、この取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、阪南市子ども・子育て会議において点検及び評価を各年度で行い、施策の改善につなげます。

# 計画の体系

基本理念

事業区分

基本目標

基本施策

子どもの笑顔と笑い声があふれるまち、はんなん

子ども・子育て支援

基本目標1

子どもが心身ともに  
健やかに育つ  
環境づくり

教育・保育環境の充実  
次代の親の育成  
放課後児童健全育成事業の充実

基本目標2

子どもの人権を尊重し、  
安全・安心に  
暮らせる環境づくり

ひとり親家庭などに対する支援の充実  
児童虐待防止対策の充実  
特別な支援が必要な子どもの施策の充実  
子どもの安全確保対策の充実

基本目標3

安心して子どもを産み、  
育てることができる  
環境づくり

母子の健康の確保  
仕事と子育ての両立支援の推進  
親・家庭が学び、育つ環境づくり  
地域の子育て支援体制の充実

子どもの貧困対策

基本目標1

子どもへの教育支援

学力保障の推進に向けた取組  
教育費等の負担軽減に向けた取組  
学びの連続性に向けた幼・保・こ・小・中の連携

基本目標2

子どもや保護者の  
生活の支援

子どもを孤立させないための取組  
子どもに対する相談体制の確立  
保護者に対する相談体制の確立  
妊娠期から出産・子育て期の切れ目のない支援

基本目標3

生活基盤の確立支援

子どもや保護者の視点に立った就労支援  
安心して就労するための支援  
公的な経済支援

ひとり親家庭等自立促進

基本目標1

就業支援の推進

より良い就業に向けた能力開発等への支援  
子育てをはじめとした生活面への支援

基本目標2

経済的支援の充実

経済的支援  
費用負担の軽減に向けた取組

基本目標3

相談・情報提供体制  
の充実

相談・情報提供体制の充実

# 子ども・子育て支援

子どもが健やかに育つための環境整備や、市民の子育てニーズに対応できる子育て支援サービスの提供について、地域と一体になって取り組みます。

## 基本目標1 子どもが心身ともに健やかに育つ環境づくり

子どもの心身の健やかでたくましい成長に資する教育環境づくり、次代の親が子育てに喜びを感じ、子育てに真剣に取り組める環境づくり、放課後における子どもの安全な居場所の確保などにより、子どもが心身ともに健やかに育つ環境づくりをめざします。

基本施策	主な事業
1. 教育・保育環境の充実 2. 次代の親の育成 3. 放課後児童健全育成事業の充実	●教育・保育の提供体制の充実 ●思春期関係健康教育 ●阪南市留守家庭児童会 など

## 基本目標2 子どもの人権を尊重し、安全・安心に暮らせる環境づくり

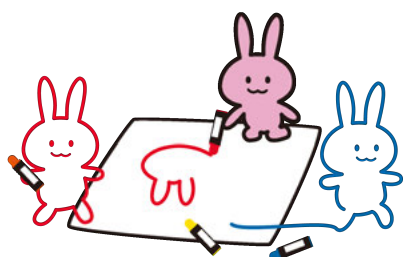
特別な支援を必要とする家庭等を含めて、子どもの最善の利益となるよう、関係機関と連携し、適切な支援を提供するなど、子どもの人権を尊重し、安全・安心に暮らせる環境づくりをめざします。

基本施策	主な事業
1. ひとり親家庭などに対する支援の充実 2. 児童虐待防止対策の充実 3. 特別な支援が必要な子どもの施策の充実 4. 子どもの安全確保対策の充実	●児童扶養手当 ●要保護児童対策地域協議会 ●障がい児保育支援事業 ●幼稚園・小学校安全対策事業 など

## 基本目標3 安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり

地域における子育てを積極的に支援するとともに、子育てと仕事のバランスが保てるように、仕事と子育ての両立を支援するなど、安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりをめざします。

基本施策	主な事業
1. 母子の健康の確保 2. 仕事と子育ての両立支援の推進 3. 親・家庭が学び、育つ環境づくり 4. 地域の子育て支援体制の充実	●こんにちは赤ちゃん事業 ●延長保育事業 ●子育て講座 ●地域子育て支援拠点事業 など



# [ 子育て支援事業にかかる量の見込み等 ]

## ① 教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を1区域に設定します。



## ② 幼児期の学校教育・保育

### 保育の必要性の認定区分

認定区分		対象者	利用先
<b>1号認定</b>	教育標準時間認定	幼児期の学校教育を希望される満3歳以上の就学前の子ども。	幼稚園・認定こども園
<b>2号認定</b>	満3歳以上・保育認定	保育の必要性があり、保育施設での保育を希望される満3歳以上の就学前の子ども。	保育所・認定こども園
<b>3号認定</b>	満3歳未満・保育認定	保育の必要性があり、保育施設での保育を希望される満3歳未満の子ども。	保育所・認定こども園・地域型保育

### ◆1号認定

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	476	438	403	371	341
②確保方策	1,410	1,410	1,270	1,270	1,270
過不足(②-①)	934	972	867	899	929

### ◆2号認定

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	498	492	478	484	495
②確保方策	579	579	579	579	579
過不足(②-①)	81	87	101	95	84

### ◆3号認定(0歳)

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	60	60	60	60	60
②確保方策	52	52	52	52	52
過不足(②-①)	-8	-8	-8	-8	-8

### ◆3号認定(1-2歳)

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	299	299	299	299	299
②確保方策	280	280	280	280	280
過不足(②-①)	-19	-19	-19	-19	-19

### 3 地域子ども・子育て支援事業

【表の見方】

上段：量の見込み、下段：確保方策

事業名	単位	令和2年度	令和4年度	令和6年度	事業内容
延長保育事業	人	298	298	298	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育所、認定こども園等で保育を実施する事業。
		298	298	298	
放課後児童健全育成事業【全学年】	人	592	532	476	保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活指導の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業。
		600	600	600	
子育て短期支援事業	人日	11	9	8	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。
		11	9	8	
地域子育て支援拠点事業	人回	10,570	10,570	10,570	乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等の支援を行う事業。
		10,570	10,570	10,570	
乳児家庭全戸訪問事業	人	281	262	241	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。
		281	262	241	
一時預かり事業(幼稚園型)	人日	4,936	4,460	4,245	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において幼稚園、保育所、認定こども園、その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
		4,936	4,460	4,245	
一時預かり事業(幼稚園型以外)	人日	24	24	24	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において幼稚園、保育所、認定こども園、その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
		290	290	290	
養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	人	53	53	53	養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関からなるネットワーク構成員の専門性強化と、ネットワーク機関との連携強化を図る事業。
		53	53	53	
病児保育事業	人日	419	393	367	病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業。
		419	393	367	
ファミリー・サポート・センター事業	人日	1,098	1,098	1,098	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。
		1,098	1,098	1,098	
利用者支援事業	か所	1	1	1	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。
		1	1	1	
妊婦健康診査	人	410	398	365	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。
		410	398	365	
実費徴収に係る補足給付を行う事業	実施の有無	実施	実施	実施	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等及び特定子ども・子育て支援施設に対して保護者が支払うべき給食にかかる費用を助成する事業。
		実施	実施	実施	

# 子どもの貧困対策

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもが健やかに育成される環境整備や教育機会の均等を図ります。



## 基本目標1 子どもへの教育支援

家庭の経済状況に関わらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子どもが質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるよう、子どもたちには学習支援を推進するとともに、保護者に対しては教育費等の負担の軽減を図ります。

基本施策	主な事業
1. 学力保障の推進に向けた取組 2. 教育費等の負担軽減に向けた取組 3. 学びの連続性に向けた幼・保・こ・小・中の連携	●子ども支援員配置事業 ●奨学金等支援相談事業 ●幼・保・こ・小・中の連携 など

## 基本目標2 子どもや保護者の生活の支援

貧困にある子どもが、社会的に孤立し、必要な支援を受けられず、一層困難な状況におかれることのないよう、子どもの居場所の確保や保護者の相談体制の確立など、関係機関と連携し、適切な支援の提供に取り組めます。

基本施策	主な事業
1. 子どもを孤立させないための取組 2. 子どもに対する相談体制の確立 3. 保護者に対する相談体制の確立 4. 妊娠期から出産・子育て期の切れ目のない支援	●適応指導教室事業 ●スクールカウンセラー配置事業 ●教育支援相談員事業 ●子育て世代包括支援センター運営事業 など

## 基本目標3 生活基盤の確立支援

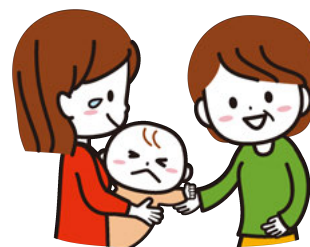
保護者が就労することは、一定の収入を得て、生活の安定を図る上で重要であることは言うまでもありません。保護者が働く姿を子どもに示すことによって、子どもが労働の価値や意味を学ぶなどの、教育的意義を見出すためにも、保護者の就労支援の充実を図ります。

また、世帯の生活の基礎を下支えしていくため、手当やサービスの提供等の周知・啓発等を図るとともに、各種手当等を給付し、生活基盤の確立につなげるよう努めます。

基本施策	主な事業
1. 子どもや保護者の視点に立った就労支援 2. 安心して就労するための支援 3. 公的な経済支援	●地域就労支援事業 ●阪南市留守家庭児童会 ●生活保護制度 など

# ひとり親家庭等自立促進

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のための自立支援施策を総合的に展開します。



## 基本目標1 就業支援の推進

ひとり親家庭等がより良い水準の雇用条件で就業することで安定した収入を得ることにより、自立した生活を送ることができるよう就業支援策を推進します。

また、就職活動が円滑に進むよう、ハローワークなどの関係機関との連携を促進、強化し、ひとり親家庭等の雇用の促進に結び付く支援体制を充実します。

さらに、ひとり親家庭等が、安心して子育てや家事と仕事の両立ができるよう、子育て支援サービスの充実を図ります。

基本施策	主な事業
1. より良い就業に向けた能力開発等への支援 2. 子育てをはじめとした生活面への支援	●母子・父子自立支援プログラム策定事業 ●保育所等保育の提供 など

## 基本目標2 経済的支援の充実

ひとり親家庭等にとって経済的な支えとなっている児童扶養手当をはじめとする各種手当や貸付・助成などの制度の有効活用を促進するなど、ひとり親家庭等の経済的自立に結び付く支援体制を充実します。

基本施策	主な事業
1. 経済的支援 2. 費用負担の軽減に向けた取組	●児童扶養手当 ●小・中学校要保護・準要保護就学援助事業 など

## 基本目標3 相談・情報提供体制の充実

ひとり親家庭等の子育てをはじめとした生活面や就職等に関する様々な悩みについて相談を受け、支援策等に関する情報を提供するとともに、関係機関が連携し、適切な支援につなげる相談・情報提供体制の充実を図ります。

基本施策	主な事業
1. 相談・情報提供体制の充実	●母子・父子・寡婦生活相談 など

## 第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画 概要版 令和2年3月発行

発行：阪南市  
編集：阪南市 こども未来部 こども政策課  
〒599-0292 阪南市尾崎町35番地の1  
TEL 072-471-5678 FAX 072-473-3504

